

令和2年第3回

中津川市議会（定例会）議案その2

令和2年6月4日

## 令和2年第3回中津川市議会（定例会）議案その2 目次

議第52号	中津川市介護保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 3
議第53号	中津川市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 6
議第54号	財産の取得について・・・・・・・・・・ 8

議第52号

中津川市介護保険条例の一部改正について

中津川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月4日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料の減免を  
するため、この条例を定めようとする。

## 中津川市介護保険条例の一部を改正する条例

中津川市介護保険条例(平成12年中津川市条例第9号)の一部を次のように改正する。  
附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等の保険料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度分及び令和2年度分の保険料(令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものに限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。)を減免することができる。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれる第1号被保険者であって、次のいずれにも該当するもの

ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

- 3 第1項の規定による減免をした場合における第11条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認められる者」とあるのは、「必要があると認められる者（附則第10条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第10条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

議第53号

中津川市国民健康保険条例の一部改正について  
中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月4日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料の減免等をするため、この条例を定めようとする。

## 中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中津川市国民健康保険条例（昭和34年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「3か月を超えない限度においてその納付期限の延長を」を「6月以内の期間に限って、その徴収を猶予」に改める。

附則第7条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）

第8条 新型コロナウイルス感染症の影響により第23条第1項の規定の適用を受ける保険料納付義務者については、同条第2項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出した場合において、市長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものに限り（被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）、保険料の全部又は一部について減免する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

議第54号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出

中津川市長 青山 節 児

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 財産の種別及び数量 | 救助工作車 1台                                 |
| 2 取得金額      | 113,630,000円                             |
| 3 取得の相手方    | 岐阜市金園町3丁目25番地<br>株式会社ウスイ消防<br>代表取締役 臼井 潔 |